

# 第四十八回 参議院 法務委員会 會議録 第十三号

昭和四十年三月三十日(火曜日)

午前十一時八分開会

委員の異動

三月二十六日

後藤 義隆君

堀本 宜実君

三月二十七日

堀本 宜実君

後藤 義隆君

出席者は左のとおり。

委員 理事

木島 義夫君

後藤 義隆君

稲葉 誠一君

和泉 寛君

大谷 賢雄君

源田 実君

鈴木 万平君

中山 福藏君

宮澤 喜一君

柳岡 秋夫君

山高しげり君

鹽野 宜慶君

寺田 治郎君

長井 澄君

守田 直君

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

最高裁判所事務

事務局側

常任委員会専門

増本 甲吉君

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石井桂君) これより法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

三月二十六日、後藤義隆君が委員を辞任せられ、その補欠として堀本宜実君が選任され、三月二十七日、堀本宜実君が委員を辞任せられ、その補欠として後藤義隆君が選任されました。

○委員長(石井桂君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

ただいま委員の異動について御報告いたしましたとおり、後藤義隆君が一時委員を辞任せられましたため理事に欠員を生じておりますので、その補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、投票の方法によらないで、委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石井桂君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に後藤義隆君を指名いたします。

○委員長(石井桂君) 次に、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、両案の質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○稲葉誠一君 今度の予算の中で、政府に対して最高裁判所が多数の人員を要求をして、結局、認められたのは簡易裁判所判事の十六名だけなんです。それが、それで一体他の事務に支障を来たさないでやっていけるのかどうか、そこところはどうか、ただ必要だということも、あなたのほうで認められないわけですから——しかし、それがたとえは事物管轄を拡張するというに伴って人員増ならば、それが認められなかったからという事で理由もわかりませんし、それから借地借家法の改正に伴うものとしての要求は、借地借家法の改正の提案がないということですから、これは理論的にわかりまけれども、その他の理由によって、裁判官なり書記官、調査官、事務官等の増加を要求して、それが認められなかったということになってきますと、それだけ事務の中で支障を来たしてきて、現実にはいろいろな問題が起きてくるわけですが、ある事件がさばばなくなってきたおくれるというようなことができてくると、こういうふうに考えるのですが、その点は、どういふふうにして最高裁側として処理していくのか、あるいは支障がないのか、そういう点についてひとつ御説明をお願いしたいと考へます。

○最高裁判所長官(寺田治郎君) ただいま稲葉委員からお尋ねのございました点、非常に重要な点と存ずるわけでございます。御指摘のございましたように、裁判官あるいは書記官を要求いたしておりますその要求の「事由」といふものを先般提出いたしました資料の中で明らかにいたした

ておるわけでありすが、その中で、たとえば「御指摘のございましたように「臨司意見の実現」といふものは、これは端的に申せば事物管轄の拡張ということに帰するわけでございまして、その法案がこの国会には提案されないのでございまして、たようでございまして、その関係の事由は消滅したということになるかと思ひます。もっとも、これも、事物管轄の拡張に伴って簡易裁判所の増員という事を考えました根本は、やはりこれは事件の適正迅速ということであることは間違いないわけでございまして、つまり簡易裁判所の権限が広くなれば、それだけ仕事が増える、その反面、地方裁判所の事件が減ることによって地方裁判所の事件の処理の適正迅速を期したいと、こういうことであつたわけでございまして、その関係では、やはりこの増員ができませんことには、その最初からねらいたした地方裁判所の事件の適正迅速化ということについての不十分の面が出てまいることやむを得ないわけでございませぬ。ただ、何と申しましても、この関係では、その大幅な増員ということがいろいろの充員等の関係の問題もあつて要求を一応おろざるを得なかつたというふうな関係になるわけでございませぬ。

「借地借家法の改正」の関係は、ただいま稲葉委員の御指摘のとおりでございませぬ。

そのほか裁判官、書記官の増員の項目は、先ほど申し上げました資料をごらんいただきますとおわかりいただけますように、「交通事件の処理」ということと、家庭裁判所における「一般少年保護事件の処理」ということを事由といたしておるわけでございませぬ。交通事件の処理の関係は、前々からもういろいろの法務委員会でも御審議いただきましたとおり、三十七年ごろかなり大幅な事件増がございまして、それに対処してある程度大幅な増員を認めていただいたわけでございませぬ。

ておるわけでありすが、その中で、たとえば「御指摘のございましたように「臨司意見の実現」といふものは、これは端的に申せば事物管轄の拡張ということに帰するわけでございまして、その法案がこの国会には提案されないのでございまして、たようでございまして、その関係の事由は消滅したということになるかと思ひます。もっとも、これも、事物管轄の拡張に伴って簡易裁判所の増員という事を考えました根本は、やはりこれは事件の適正迅速ということであることは間違いないわけでございまして、つまり簡易裁判所の権限が広くなれば、それだけ仕事が増える、その反面、地方裁判所の事件が減ることによって地方裁判所の事件の処理の適正迅速を期したいと、こういうことであつたわけでございまして、その関係では、やはりこの増員ができませんことには、その最初からねらいたした地方裁判所の事件の適正迅速化ということについての不十分の面が出てまいることやむを得ないわけでございませぬ。ただ、何と申しましても、この関係では、その大幅な増員ということがいろいろの充員等の関係の問題もあつて要求を一応おろざるを得なかつたというふうな関係になるわけでございませぬ。

「借地借家法の改正」の関係は、ただいま稲葉委員の御指摘のとおりでございませぬ。

そのほか裁判官、書記官の増員の項目は、先ほど申し上げました資料をごらんいただきますとおわかりいただけますように、「交通事件の処理」ということと、家庭裁判所における「一般少年保護事件の処理」ということを事由といたしておるわけでございませぬ。交通事件の処理の関係は、前々からもういろいろの法務委員会でも御審議いただきましたとおり、三十七年ごろかなり大幅な事件増がございまして、それに対処してある程度大幅な増員を認めていただいたわけでございませぬ。

ておるわけでありすが、その中で、たとえば「御指摘のございましたように「臨司意見の実現」といふものは、これは端的に申せば事物管轄の拡張ということに帰するわけでございまして、その法案がこの国会には提案されないのでございまして、たようでございまして、その関係の事由は消滅したということになるかと思ひます。もっとも、これも、事物管轄の拡張に伴って簡易裁判所の増員という事を考えました根本は、やはりこれは事件の適正迅速ということであることは間違いないわけでございまして、つまり簡易裁判所の権限が広くなれば、それだけ仕事が増える、その反面、地方裁判所の事件が減ることによって地方裁判所の事件の処理の適正迅速を期したいと、こういうことであつたわけでございまして、その関係では、やはりこの増員ができませんことには、その最初からねらいたした地方裁判所の事件の適正迅速化ということについての不十分の面が出てまいることやむを得ないわけでございませぬ。ただ、何と申しましても、この関係では、その大幅な増員ということがいろいろの充員等の関係の問題もあつて要求を一応おろざるを得なかつたというふうな関係になるわけでございませぬ。

「借地借家法の改正」の関係は、ただいま稲葉委員の御指摘のとおりでございませぬ。

そのほか裁判官、書記官の増員の項目は、先ほど申し上げました資料をごらんいただきますとおわかりいただけますように、「交通事件の処理」ということと、家庭裁判所における「一般少年保護事件の処理」ということを事由といたしておるわけでございませぬ。交通事件の処理の関係は、前々からもういろいろの法務委員会でも御審議いただきましたとおり、三十七年ごろかなり大幅な事件増がございまして、それに対処してある程度大幅な増員を認めていただいたわけでございませぬ。

ておるわけでありすが、その中で、たとえば「御指摘のございましたように「臨司意見の実現」といふものは、これは端的に申せば事物管轄の拡張ということに帰するわけでございまして、その法案がこの国会には提案されないのでございまして、たようでございまして、その関係の事由は消滅したということになるかと思ひます。もっとも、これも、事物管轄の拡張に伴って簡易裁判所の増員という事を考えました根本は、やはりこれは事件の適正迅速ということであることは間違いないわけでございまして、つまり簡易裁判所の権限が広くなれば、それだけ仕事が増える、その反面、地方裁判所の事件が減ることによって地方裁判所の事件の処理の適正迅速を期したいと、こういうことであつたわけでございまして、その関係では、やはりこの増員ができませんことには、その最初からねらいたした地方裁判所の事件の適正迅速化ということについての不十分の面が出てまいることやむを得ないわけでございませぬ。ただ、何と申しましても、この関係では、その大幅な増員ということがいろいろの充員等の関係の問題もあつて要求を一応おろざるを得なかつたというふうな関係になるわけでございませぬ。

「借地借家法の改正」の関係は、ただいま稲葉委員の御指摘のとおりでございませぬ。

そのほか裁判官、書記官の増員の項目は、先ほど申し上げました資料をごらんいただきますとおわかりいただけますように、「交通事件の処理」ということと、家庭裁判所における「一般少年保護事件の処理」ということを事由といたしておるわけでございませぬ。交通事件の処理の関係は、前々からもういろいろの法務委員会でも御審議いただきましたとおり、三十七年ごろかなり大幅な事件増がございまして、それに対処してある程度大幅な増員を認めていただいたわけでございませぬ。

ておるわけでありすが、その中で、たとえば「御指摘のございましたように「臨司意見の実現」といふものは、これは端的に申せば事物管轄の拡張ということに帰するわけでございまして、その法案がこの国会には提案されないのでございまして、たようでございまして、その関係の事由は消滅したということになるかと思ひます。もっとも、これも、事物管轄の拡張に伴って簡易裁判所の増員という事を考えました根本は、やはりこれは事件の適正迅速ということであることは間違いないわけでございまして、つまり簡易裁判所の権限が広くなれば、それだけ仕事が増える、その反面、地方裁判所の事件が減ることによって地方裁判所の事件の処理の適正迅速を期したいと、こういうことであつたわけでございまして、その関係では、やはりこの増員ができませんことには、その最初からねらいたした地方裁判所の事件の適正迅速化ということについての不十分の面が出てまいることやむを得ないわけでございませぬ。ただ、何と申しましても、この関係では、その大幅な増員ということがいろいろの充員等の関係の問題もあつて要求を一応おろざるを得なかつたというふうな関係になるわけでございませぬ。

「借地借家法の改正」の関係は、ただいま稲葉委員の御指摘のとおりでございませぬ。

そのほか裁判官、書記官の増員の項目は、先ほど申し上げました資料をごらんいただきますとおわかりいただけますように、「交通事件の処理」ということと、家庭裁判所における「一般少年保護事件の処理」ということを事由といたしておるわけでございませぬ。交通事件の処理の関係は、前々からもういろいろの法務委員会でも御審議いただきましたとおり、三十七年ごろかなり大幅な事件増がございまして、それに対処してある程度大幅な増員を認めていただいたわけでございませぬ。

が、その後は、交通事件処理の關係では、事件の伸びが當時考えましたほどには伸びておられない。他面、御承知のとおり交通裁判所制度あるいは交通切符制度というものが円滑になってまいりまして、ほぼ全国的に交通切符制度が採用されるというふうな關係もございまして、処理そのものの合理化と申しますか、そういう処置もあわせてとられました關係もございまして、これはそう裁判官の増員にまたなければならぬという問題でもなくなつてまいりました面があるわけでございます。また、簡易裁判所につきましてはこの法律で増員をしていただくようになっておりますので、交通事件の処理に關してさほどの支障はないのではないかと、まあかように考えているわけでございます。

最後に、「一般少年保護事件の処理」でございますが、これまで少年保護事件は漸増の傾向にあるわけでございます。しかしながら、他面、家庭裁判所のもう一つの事件であります家事事件は、どちらかという増勢が減つてゐる、むしろ減少している面も出てゐるわけでございまして、そういう面をならみ合わせますれば、さしあたり事件処理には支障はないと、かように考えているわけでございます。もともと、私どもとしては、充員が可能な限り必要なら、裁判官についてはさらにその増員が必要であり、それによつて事件の迅速処理が期せられるというところの考え方はいまま変えておらないわけでございますが、何ぶん充員等の關係もございまして、この程度の増員でさしあたり充員としては一ぱいであり、また、事件処理にもこれでその支障は生ぜず、つまり、少なくとも従来どおり、あるいはそれより若干の促進という程度にはやつてまいれると、かような自信を持つてゐるわけでございます。

○稲葉誠一君 成人交通事件の処理のために、簡裁の判事、書記官、事務官をそれぞれ何名くらい要求したわけですか。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 成人交通事件の処理のために要求いたしましたのは、簡裁

判事十九人と、書記官十人、それから事務官十七人と、以上でございます。  
○稲葉誠一君 書記官、事務官は全部認められなかったわけですが、そうすると、今度の十六名の簡裁の判事が増員が認められるというのと、それをどうしようふうに割り振るといふか、そういうふうなことはまだ案はないのですか。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、御承知のとおり、現在事件が比較のおくれておりますのは大都會の裁判所でございます。したがいまして、今回のこの増員が認められますれば、大都會を中心にして配置をいたしたい、すなわち、東京、大阪およびこれに準ずる高等裁判所所在地等を中心に配置したいと、かように考えているわけでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、十六名がまあふえた。書記官、事務官のほうはふえないわけですね。簡易裁判所の判事を十九名ふやすのに対応して、書記官十名、事務官十七名が必要だといふふうな要求をした根拠はどこにあるのでしょうか。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、いろいろ従来の実績その他からまいりまして、裁判官一人当たりどのくらいの書記官の事務員がふえるかといふことをいろいろ出しているわけでございます。しかしながら、それがまた地方裁判所事件と簡易裁判所事件とも違いますし、また、同じ簡易裁判所事件でも普通事件と交通事件と違いますので、交通事件については大体かような人員でまかなえるであろう、こういう見地から出したわけでございます。

○稲葉誠一君 ですから、簡易裁判所の判事だけ十六名ふえて、書記官、事務官がふえなくて、それで具体的に事務がどういふふうに行なわれるのでしょうか。簡易裁判所判事が十九名という要求で、それに対応して書記官十名、事務官十七名とすれば、何といひますか、合理的な根拠といふのはあるわけじゃないですか。合理的な根拠ありとすれば、簡易裁判官が十六名ふえれば、それに

なければ、合理的な基準というものが生まれてこないのじゃないですか。説明を聞いていますと、ふえなかったということから出発して、その説明にいまなつてゐる、こう思うのですが、そうすると、これは問題としては筋が違つてゐるのではないかと、これは問題として思つておられますか。最高裁としては、大都會や、その他に對する遠慮といふかそういう点があつて強く言われないのだとも思いますが、それは少し話が違うので、書記官なり、事務官なりをこれだけ要求してゐるわけですから、それを要求するだけの合理的根拠がそこにあるので、簡裁の判事だけが十六名ふえたから、それは書記官、事務官が全然ゼロになつてもそれでなおかつ合理的であるといふことは少く理論的におかしくなるんじゃないかと考えられるんですがね。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) ただいまの御指摘はまことにごもっともでございます。私どもとしても、一応双方を要求して、片方が認められてそれで十分合理的であるといふふうには必ずしも申し上げにくい面があるといふことを承知いたしておるわけでございます。ただ、それで、今後どういふふうな事務を処理してまいるかといふ点でございますが、これは先般の御質疑に對して申上げておりました存じますが、現在、書記官、事務官等の欠員がかなりあるわけでございます。この欠員を充員いたしますと、その充員いたしました人員は、いわば従来の職力に比べればふえることになるわけでございまして、そういうことで処理してまいりたいと考えておるわけでございますが、御承知のとおり、書記官、事務官等は、裁判官と違ひまして、全国的な異動といふことがいろいろな面から非常に困難な面があるわけでございます。したが、いまして、大都會に判事を増員いたしました場合に、直ちに大都會に書記官を充員してまいるといふことが容易にできるかどうかといふ点もいろいろむずかしい問題があるわけでございますけれども、まあ私どもとしてはできる限りそういう隘路を克服して、そうして不十分なところへ書記官、事務官

を振り向けてまいるといふことを書記官諸君の協力を得てやつてまいるといふことによつて何とかやつてまいれるということがございます。御指摘の点、理論的にはまことにそのとおりでございますが、いろいろ欠員とか実際の人員配置とかそういう問題がございまして、そういうところをいろいろ総合いたしますと、何とか支障のないようにやつてまいりたい、これが私どもの気持ちでございます。

○柳岡秋夫君 関連して、いま稲葉委員からも言われましてけれども、この資料を見ても、各職務それぞれ非常に欠員が多いわけですね。それで、これだけの欠員があつて、行政監察局なりその他關係方面から指摘をされておらないのですか。  
○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) まことにごもっともな点でございますが、現在裁判所は全國に六百カ所以上あるわけでございます。その六百カ所以上のところにそれぞれその勤務地を適當とする方に行つていただくといふことはなかなかたいへんでありまして、たとへばある裁判所では一人おやめになつておられてそれを充員して欠員が埋まるかと思つておると、今度はまた別のほうでおやめになつて欠員がでる、こういうふうな面の中にあるわけでございます。一つの裁判所ですら、こういうふうな欠員がございすれば、これはもうとんでもないことでございますけれども、何ぶん六百カ所以上もございまして、全部をならみながら配置をいたしておるわけでございまして、そういう面でも非常にむずかしいところもあるわけでございます。

それから、いま申し上げましたのは比較的何と申しますか、若い事務官等のことでございますが、書記官等になりますれば、これは資格とか教養とか要件というものが相当やかましくなつておりますので、書記官研修所において鋭意養成して逐次充員してまいつておる、これが実情になるわけでございます。

○柳岡秋夫君 先ほどの説明では、欠員があつて

も何とかやりくりしていく、こういうようなお話であったのですけれども、しかし、この数を見ますと、やりくりという程度のものではないような感じがします。また、そういう考え方があつたからこそ、なかなか欠員の補充ができないのではないかと、ふうに思うのです。したがって、裁判所の職員の労働というものは非常に強化され、過重になっているのではないかと、ふうに思うのですけれども、どのくらい超過勤務というふうなものをやっておられるか、もしおわかりでしたら教えていただきたい。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 超過勤務の御説明を申し上げます前に、私の先ほどの発言がやや明確を欠いたかと存じますので、あらためて申し上げたいと思うわけでございますが、私が先ほど稲葉委員の御質問等に対して申し上げましたのは、これだけの欠員があつても何とかやつてまいるという趣旨ではございませんで、増員が認められなくとも、この欠員を埋めるということにわれわれとしてはまず全力を尽くすべきである。それがまた、これはちょっと前回にも申し上げましたが、内閣のほうでは、一般的には、増員はむしろのこと、欠員補充さえ抑える、昨年九月の現在で欠員の補充も認めないというふうな強い線を閣議でお出しになっておられるわけでございますが、私も裁判所としては、そういう方向にはどうも協力できない限度がある。むしろ、協力しなきゃならぬ限度もございまして、裁判部その他においては、このまゝではどうも裁判所としては困るということで、欠員補充は少なくとも裁判部に限ります限りは認めていただく、まあこちらでやつてまいる、こういうことでございまして、欠員補充にいわば全力を尽くしてまいりましたならば、何とか増員がなくてもやつていけるのではないかと、こういう趣旨でございます。で、欠員補充に全力を尽くしておられるわけでございます。そういう関係で、やや職員の諸君に労働が多いという面はあるかと思ひますが、これまたいわば意見がましお聞きいただいても恐縮でございます。

が、全国的組織の機関におきましては、これはどの役所でもある程度の欠員というものは持つておる、持たざるを得ない、つまり、結局そういう実情にならざるを得ないわけでございます。ただそれと比べて、裁判所の欠員が少し多いかどうかというところであらうと思ひます。私も多少しては、欠員の充員に全力を尽くしておられるわけでございます。

それで、超過勤務の関係では、これは数時間程度の超過勤務をしていただくということにならうかと思ひますが、ただ、書記官におきましては、これが先般のいろいろなあれである程度号俸調整の関係もございまして、そうして勤務時間を長くやつて、補助事務をいろいろやつていただくというふうな手当にもなつておられるわけでございます。○稲葉誠一君 いまの欠員関係がどの程度あつて、これは資料にもありますが、それを詰める具体的な計画というのはいかうなふうになつてゐるんですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) これは、先般提出いたしました「予算定員・現在員・欠員調」というものを、ごらんいただきながらお聞き取りいただければ、あらうと思ひます。これはこの表の上では判事、判事補、簡裁判事というふうに分けては欠員が出ておられますけれども、この三月で判事補から判事の資格のつく者もございまして、また、判事補から簡裁判事の資格のつく者もございまして、これらの者をそれぞれ判事なり簡裁判事に任用いたしますれば、結局欠員というものは判事補に集約されることになるわけでございます。そこで、その判事補の欠員につきましても、当面いま研修所を卒業いたしました者の中から判事補の志願者が八、九十名程度はあらうように承知いたしておりまして、これはこの表に承知いたします限り、容易に充員できると考えております。もっとも、これは十二月一日現在の表でございますので、もう少し正確に申し上げますれば、それ以後三月の

末までのさらに欠員がふえておられるわけでございます。そういう面では、たとえ弁護士から、検事から、あるいは選考任用の簡裁判事と、若干は何かそういうことで結局埋まるということになるわけでございますが、ごく大きめに申し上げますれば、この三月研修所を卒業する者が充員源ということになるわけでございます。

それからその次に、書記官の百五十二名の欠員でございますが、これにつきましては、この三月に書記官研修所を卒業いたします者が百数十名ございまして、これによってある程度の充員ができるわけでございます。またそれでは埋まりませんが、若若干残るわけでございますが、これは四月以降に書記官の昇任試験というものを実施いたします。その成績いかんによりましては全部充足できるものと思ひますし、あるいは充員できない面も出てまいりかねないと思ひますが、そういう計画でございます。

それからその少し下のほうに速記官十三名の欠員というものがございまして、これも十二月現在でございます。その後やふえておられますが、これもまた速記官研修所の卒業生で大体充員してまいれる、こういう計画でございます。○家裁調査官三十七名の欠員についても調査官研修所の卒業生が三十名ばかりおられます。これである程度の充員ができるわけでございます。その下のほうに三角のしをつけてまして四百六十六人とございまして、これは、三角がついておりまして、過員でございまして、どうしてこういう過員が出てまいるかということ申し上げますと、その下に事務歴の二百六十三人の欠員、それからもう少し下のほうに廷吏の百三十八人の欠員というふうなものがございまして、それからタイピストの七十六名の欠員というものがございまして、こういうものは、ある程度は待遇その他の面で廷吏やタイピストで事務官を持っておられる者がございまして、そういうものと総合的に考へたいと思ひます。必要があるわけでございます。そうして、なおそれに、ちよつとこまかくなつて恐縮でございます。

が、左の欄に書記官補の二百三十九というのがございまして、これが御承知のとおり今度の予算では事務官に組みかへになっておりますので、この人数は四百六十六人から差し引くことになると思ひます。したがって、事務官の過員は二百三十人ぐらゐということになるわけでございます。したがって、要するに先ほど申し上げましたいろいろの職種を全部合計いたしますと、大体二百五十人程度の総合的な欠員になる、こういうことでございます。これは大部分は比較的何と申しますか事務的なポストの欠員でございますので、この三月の新制高校卒業生その他でできるだけ充員してまいりたいと思ひますが、むしろこの関係では任地その他の関係等いろいろの隘路もございまして、それを克服して充員してまいりたい、かように考えておられるわけでございます。

○稲葉誠一君 少年交通事件の処理のために、判事補十名、書記官二十九名、調査官十九名、計五十八名の増員要求をして、これは全然認められないわけですね。少年交通事件は、横ばいになっておるんですか、あるいはふえておるんですか。ただ横ばいだとかふえておるとかということだけでは少年交通事件の場合は内容的に正確ではない、最高裁が中心となつてそれらの人々に対する補導委託のようなあるいは訓練のようなそういう制度をやつておられるわけですね。だんだん質的な面で内容を高めていっておられるわけ、ただ機械的に右から左へ処理しているわけでもないんですから、ただ事件数がどうかというだけで処理できないのじゃないかと、こう思ふんです。事件数の問題と、それから最高裁家庭局の人がきょうは来ておられないようですが、少年交通事件に対して裁判所がいろいろ非常に新しい感覚をもつて処理しておられる具体例といふものは、そういうふうなものも二、三あげていただくと、これはどうしても相当な人数をふやさなければやつていけないのじゃないですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 家庭局長が参つておりませんので、便宜私から私の承知い

第三部 法務委員会会議録第十三号 昭和四十年三月三十日 【参議院】

三

たしておられます御説明さしていただきたいと存じます。

まず、少年の交通事故がふえておるかどうかという点のお尋ねでございますが、確かにある程度ふえておられますけれども、そのふえ方はそれほど大きくない、あるいは年によってはむしろ減っておるというところでございます。簡単に申し上げますと、三十四年が四十二万件、三十五年が五十八万件、三十六年が六十三万件、三十七年が七十六万件と、かようにふえてまいっておりますが、三十八年には七十四万件と、これは約二万件ばかり減っております。

しかしながら、少年交通事故の関係は御指摘のように単に件数の増減のみでとらえることはできないというところは、お説のとおりであると私も考えております。そうしてなお、交通切符の関係におきましても、これは少年につきましても逐次交通切符の適用範囲というのが広まっておりますのでありますけれども、これもまた稲葉先生御承知のとおり、普通の成人事件につきましても交通切符の採用によっていわば飛躍的に事務量が軽減される、合理化されるのに対しまして、少年事件に關しましては、それに比べますと、合理化すると申しますか、負担軽減と申しますか、というものの度合いが非常に低いわけでございます。

他面、道路交通事件であろうとも少年事件に關する限りは教育的な効果をあげていかなければならないということももちろんでございますので、先ほど来御指摘のございましたように、裁判所においていろいろそのための方策を講じているわけでございます。名古屋付近ではかなりこれは前からいたしておりましたし、最近では東京家庭裁判所その方法をとっているわけでございます。これは先般来もときどき問題になったかと存じますが、要するに、試験観察の段階の少年を補導委託の補導所に預けまして交通の訓練をする、こういうやり方でございます。そういう方法は、結局、一面においては交通事故に対する教育的効果をあげるといふこととともに、他面におきましては、

少年なりの集団的な処理ということにもなるわけでございます。一人ずつたえば交通規則を説明するのではなくして、合宿させまして、そうしてそこで一定の人から交通法規の教育を受ける、あるいは実際の訓練を受ける、これはねらいはもとより教育的効果をねらっているわけでございますが、結果においてはある程度の集団的処理ということによる合理化ということにもなっております。そういう面ではある程度の合理化方策を講じられつつあるわけでございます。しかしながら、実は全体としては非常にむずかしい問題であると考えられるわけでございます。今後とも法務省と十分御連絡しながら新しい施策の検討を進めてまいりたいというのがたまたまの事務総局としての意見でございます。

○稲葉誠一君 いまの交通事故を起した少年を補導委託というふうなことで、名古屋とか、あるいは東京方面は秩父でやっているのですか、どこでやっているのか忘れましたが、いろいろやって集団訓練といいますが、それをやってこの効果が非常にあがっているというふうなことを聞いているわけですが、これはきょうでなくしていつか、直接的なあれじゃありませんが、家庭局なんかでどういふふうなことをやって、そのやった結果としてその後少年の交通事故が減ったとか、いろいろ効果があらわれたとか、あるいはまだ問題点はこういうふうにあるという形のものをおとで資料という形で出していただきたい、こう思うわけですが。

それに関連をしまして、そういうときには、裁判所のあれだといって書記官とか調査官とかあるいは判事補だとか、そういう人たちがその訓練をしておるところに行くんですか。それをやることに對して人数の増員ということをやらないでやりくりしてやっていっているとしたら、本庁関係の人はそれだけ人数は少なくなってくるんじゃないかと、こう思うのですが、そこはどういうふうなやっていますのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私の承知

いたしておられます御説明申し上げたいと存じますが、東京家庭裁判所では便宜交通安全塾というふうな名称をつけましてやっております。そうして、その効果というところでございますが、これもまたその大量にあるいはそう長い期間にわたって行なっていましたのでございませぬので、はたしてこれも数字自体で語るに足りるかどうかということはやはり疑問であると思っておりますが、再犯率が非常に一五%程度にまで下がったと、こういうふうな報告は出ておるわけでございます。そういう点から申しますと、ある程度の効果はあつた、こういふふうな点から私どもとしては理解いたしているわけでございます。今後そういうデータが積み重なりますれば、それによつてどの程度の効果があるかということについてもっと具体的な資料が得られるかと考えられますし、また、立法の資料にもなるかと考えておるわけでございます。

それに関連いたします職員の定員その他の問題でございますが、これは、非常に形式的な言い方ではございますが、要するに事件の処理の一環でございまして、従来は裁判所の中でたとえば一人一人交通法規を説明してやつたものを、集めてやるということでございますから、かりに調査官がその現場へ出向きましても、それはどこでやるかの違いであり、むしろ一人ずつやつたものを大ぜい集めてやるということ、それだけのむしろ合理的化がはかられておるわけであると思つてまいりませぬ。しかしながら、他面、従来はやらなかつたような、実際に動かしてみさせてそれを指導するというふうな、従来必ずしもやらなかつたようなものまで入つてまいります関連におきましては、事務増の要素も含まれておると思つております。それから事務減の要素と両方含まれております。それから定員をどう算出するかということも非常にむずかしい問題だと思つておりますが、その辺は今後データが重なるに伴いまして私どもとしても十分検討し、また、予算その他のほうの措置も講じてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは、いま全国的にやっているのはどこでございませぬか。二十名から三十名くらい集めてやっておる程度ですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 私どもの持つておられます資料では、現在四十九の家庭裁判所のうち、三十五の家庭裁判所において大なり小なりこれを行なつておるといふような説明になっております。ただ、私の詳細のところは直接でございませぬので存じませんが、かなり行なわれております。そうして、人数は、つまり一時期にはおっしゃつたような数字で、つまりそれを何度も交代してやる、こういうふうな方法のようでございます。

○稲葉誠一君 少年保護事件の処理で判事十八名、書記官四十五名、調査官九十八名、合計百六十一名を要求して、全然認められない。そうすると、少年保護事件の増加の傾向と——家庭局長が求めているのであれですが、これは私のほうの連絡が悪かつたんですが、増加の傾向と、少年保護事件はふえておるけれども、家事審判の関係と家事調停の関係が減つておるといふようなことを前に言われたように聞いたんですが、どういふような事実関係になつておるのですか。

○最高裁判所長官代理者(寺田治郎君) 件数の関係で申し上げますと、少年保護事件は一ころ非常な勢いでふえてまいつたわけでございます。そのふえ方の多かつたのは、たとえば三十三年が五十三万件、それに対して三十四年が六十万件、それから三十五年に至つては七十八万件というふうな非常に大幅な増加であつたわけでございます。しかしながら、その以後はやや増勢が鈍つておりまして、三十六年には八十三万件、三十七年には九十七万四千件となりましたが、三十八年は九十七万三千件と、これはわずかに千件ばかりでございますが減つております。そこで、私も予算折衝をいたします段階におきましては、この三十八年の数字がわかり、三十九年がある程度わかりつつあるという段階であつたわけでございますが、三十八年の最終的な件数は、横ばいといひますか、



〇〇三 高野亮吉  
紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一三三六号 昭和四十年三月十六日受理  
改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願  
請願者 東京都西多摩郡秋田町二宮一ノ二 四四 杉田勝美  
紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一三三七号 昭和四十年三月十六日受理  
改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願  
請願者 静岡県御殿場市川島田六一四ノ三 谷口伊織外一名  
紹介議員 小林 武治君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一三三八号 昭和四十年三月十六日受理  
改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願  
請願者 静岡県吉原市宮川町三、四四二ノ一 渡辺宗十外一名  
紹介議員 栗原 祐幸君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一三三九号 昭和四十年三月十六日受理  
改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願  
請願者 静岡県沼津市上香貫吉田町六九一 矢田金作外二名  
紹介議員 栗原 祐幸君 小林 武治君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一三八七号 昭和四十年三月十八日受理

改正刑法準備草案第三百六十七條反対に関する請願  
請願者 東京都文京区音羽町四ノ九 矢形 豊  
紹介議員 鹿島守之助君  
この請願の趣旨は、第二一九号と同じである。

第一三二七号 昭和四十年三月十六日受理  
仙台高等裁判所秋田支部存置に関する請願  
請願者 青森県弘前市下白銀町一五 竹田 藤吉外四名  
紹介議員 征森 順造君  
管区住民の人権の伸長と擁護のため、仙台高等裁判所秋田支部をせひとも存置されるよう切望するとの請願。

理由  
仙台高等裁判所秋田支部は、管区の経済的劣勢、本庁所在地仙台市との距離的関係及び山林問題をはじめ複雑多岐な事件の特殊性を考慮して、昭和二十四年地方住民の権利伸長とその擁護のために設置され、十数年を経過したが、経済事情が好転したとはいえ当地方における所得の格差ははなはだしく、又、交通事情が好転したとはいえ本庁までの往復には三泊四日を要する地域さえあり、事件の内容は検証・鑑定を要する難件が山積している。もし、秋田支部が廃止となれば、事件関係者の経費は必然的に増大し、その負担に堪えかねる者は控訴をあきらめて泣き寝入りするの外なく、また証拠調のたび本庁から管区現地におもむいては、訴訟の遅延を招来することになる。

憲法は裁判を受ける権利を、しかも迅速な裁判を受ける権利を保障しているが、秋田支部が廃止されれば、管区住民は、この権利を実質上はくたつされるに等しい結果となる。

三月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。  
経済関係罰則の整備に関する法律を廃止する法律案  
経済関係罰則の整備に関する法律を廃止する法律案  
法律  
経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)は、廃止する。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過規定)  
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(日本航空株式会社法の一部改正)  
3 日本航空株式会社法(昭和二十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。  
第十八条の前の見出しを削り、第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の見出し及び二条を加える。  
(罰則)  
第十八条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。  
2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することのできないときは、その価額を追徴する。  
第十九条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(電源開発促進法の一部改正)  
4 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第四十一条」を「第四十三条」に改める。  
第四十一条を第四十三条とし、第三十七条から第四十条までを二条ずつ繰り下げ、第三十六条中「前条」を「第三十五条」に改め、同条を第三十八条とし、同条の前に次の二条を加える。  
第三十六条 会社の役員又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。  
2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することのできないときは、その価額を追徴する。  
第三十七条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。  
(商工組合中央金庫法の一部改正)  
5 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。  
第五十条を第五十条ノ三とし、第七章中同条の前に次の二条を加える。  
第五十条 商工組合中央金庫ノ理事長、理事、監事又ハ職員其ノ職務ニ関シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ三年以下ノ懲役ニ処ス因テ不正ノ行為ヲ為シ又ハ相当ノ行為ヲ為サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ処ス前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没収ス其ノ全部又ハ一部ヲ没収スルト能ハザルトキハ其ノ価額ヲ追徴ス  
第五十条ノ二 前条第一項ノ賄賂ヲ供与シ又ハ

件を付託された。  
経済関係罰則の整備に関する法律を廃止する法律案  
経済関係罰則の整備に関する法律を廃止する法律案  
法律  
経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)は、廃止する。  
附則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過規定)  
2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(日本航空株式会社法の一部改正)  
3 日本航空株式会社法(昭和二十八年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。  
第十八条の前の見出しを削り、第二十条を第二十二条とし、第十九条を第二十一条とし、第十八条を第二十条とし、第十七条の次に次の見出し及び二条を加える。  
(罰則)  
第十八条 会社の取締役、監査役又は職員が、その職務に関して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。  
2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することのできないときは、その価額を追徴する。  
第十九条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。  
2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス  
前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得  
(罰金等臨時措置法の一部改正)  
6 罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。  
第三条第一項第三号を削る。

昭和四十年四月六日印刷

昭和四十年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局